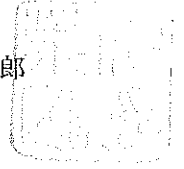


社会福祉法人ゆうゆう 代表者 殿
日暮里保育園 園長 殿

荒川区長 西川 太一郎



指導検査（実地検査）の結果について（通知）

児童福祉法第 46 条及び子ども・子育て支援法第 14 条の規定に基づき、3 荒子第 1657 号により実施した指導検査（書面検査）の結果を下記のとおり通知します。

記

1 当該指導検査について

実施年月日	令和 3 年 10 月 29 日
対象施設等	日暮里保育園

2 指導検査の結果について

結果の区分	該当の有無	説明
文書 指摘事項	無	—
口頭 指導事項	無	—
助言 指導事項	有	別紙のとおり助言指導事項がありましたので、施設運営等の水準向上のため対応を御検討ください。

- 3 問合せ先 〒116-0002 荒川区荒川 5-12-10（子育て支援課分室）
荒川区子ども家庭部子育て支援課管理調整係指導検査担当
電話：03-3805-5741（直通）
メールアドレス：shidokensa@city.arakawa.tokyo.jp
担当：福永、大塚、佐々木（眞）

【荒川区】 実地検査指導事項票

実地検査年月日	令和3年10月29日	検査対象名	法人名 社会福祉法人ゆうゆう	施設名 日暮里保育園
検査員所属	荒川区子ども家庭部子育て支援課管理調整係指導検査担当			
検査員氏名	運営管理	福永雄亮	保育内容	佐々木真理子 会計経理 大塚真知子
【注意事項】				
1 この指導事項票は、検査員が実地検査にて確認できた範囲で、遵守されていないと認めた事項を記載したの になります。そのため、施設等の遵守されていない項目全てを表したものではありません。				
2 「文書指摘事項」については、後日通知する検査結果に基づき、改善報告書を提出する必要があります。				
3 「口頭指導事項」については、改善報告書の提出は要しませんが、速やかに改善を図る必要があります。				
4 「助言事項」については、施設運営等の水準向上のためのものとなりますので、対応を御検討ください。				
5 「その他」には、その他に検査員が気づいたことを記載しています。				
6 今後の精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。				
文書指摘事項				該当する基準
I 運営管理	なし			
II 保育内容	なし			
III 会計経理	なし			
口頭指導事項				該当する基準
I 運営管理	なし			
II 保育内容	なし			
III 会計経理	なし			
助言事項				
I 運営管理	<p>1 0歳児保育室の棚の上に置いていたキーボードにつきまして、落下防止策がなされていなかったため、対策を講じるようお願いいたします。</p> <p>2 施設内に掲示されている「相談、要望、苦情等に関する窓口について」につきまして、第三者委員の方の連絡先はありませんでした。利用者が第三者委員の方に直接申し出ることができた方がより良いため、可能であれば重要事項説明書に第三者委員の方の連絡先も記載することを御検討ください。</p> <p>※「指導検査（書面検査）の結果について（通知）（令和3年10月14日3荒子第2453号）」の別紙「【荒川区】書面検査指導事項票」助言事項I運営管理2で、重要事項説明書の苦情解決の記載について同様の助言をしています。そちらと併せて御確認ください。</p>			
II 保育内容	<p>1 園舎内の廊下の棚などを活用し、徐々に環境を整えられている様子が見られました。しかし廊下に布団が出されたままになったり、廊下の棚も物置状態になってしまったりしている部分もありました。子どもたちが快適に生活できる環境づくりを工夫するよう御検討ください。</p> <p>2 食品衛生責任者の氏名の掲示について、調理室内へ掲示されていましたが、調理員以外の方へも責任者が誰であるのか明示するため、調理室入口付近への掲示を御検討ください。なお、掲示する際の名札の大きさは、一辺が20cm以上、他辺が10cm以上の長方形と規定されていますので、サイズの確認についても併せてお願いします。</p>			
III 会計経理	なし			
その他				

荒川区実地検査指導改善報告

報告日 令和3年12月2日
園名 日暮里保育園
報告者 園長 横井美保子

実地検査年月日 令和3年10月29日

助言事項

I 運営管理

1. 0歳児保育室の棚の上に置いたキーボードにつきまして、落下防止策がなされていなかったため、対策を講じるようお願い致します。

→キーボードの下に滑り止めシートを敷き、落下防止対策をいたしました。

2. 施設内に掲示されている「相談、要望、苦情等に関する窓口について」につきまして、第三者委員の方の連絡先はありませんでした。利用者が第三者委員の方に直接申出ることができたほうが良いため、可能であれば重要事項説明書に第三者委員の方の連絡先も記載することをご検討ください。

→第三者委員の方にご相談をし、了解を得られれば、令和4年度の重要事項説明書から記載するようにしたいと思います。

II 保育内容

1. 園舎内の廊下の棚などを活用し、徐々に環境を整えられている様子が見られました。しかし、廊下に布団が出されたままになったり、廊下の棚も物置状態になってしまったりする部分もありました。子ども達が快適に生活できる環境づくりを工夫するようご検討ください。

→2階広縁に布団を出す際には丁寧に並べる、もしくは速やかに押し入れにしまうように再度職員に周知いたしました。加えて2階広縁棚には2歳児クラスの園庭用の外靴が置いてありますが、そちらについても整理整頓を徹底するよう確認しました。定期的に確認をしていきます。

2. 食品衛生責任者の氏名の掲示について、調理室内へ掲示されていましたが、調理員以外の方へも責任が誰であるか明示するため、調理室入り口付近への掲示をご検討ください。

→食品衛生責任者の氏名掲示はランチルームから見える位置に掲示しました。

以上